

こども・若者の意見聴取について

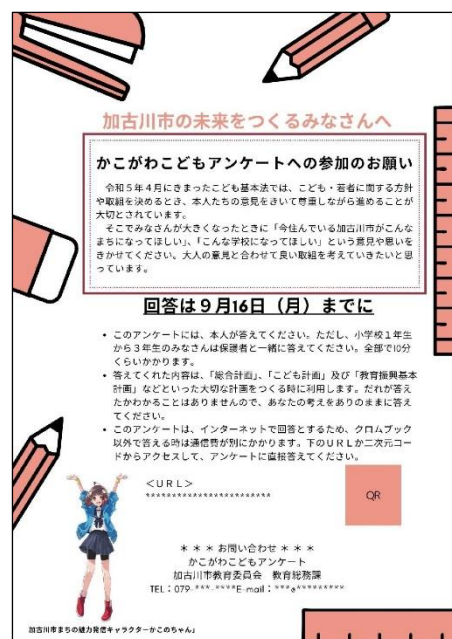
令和 4 年 6 月に成立したこども基本法においては、第 3 条第 3 号及び第 4 号で、年齢や発達の程度に応じたこども（心身の発達の過程にある者をいい、若者を含む。以下同じ。）の意見表明機会の確保およびこどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第 11 条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられています。

①小学生・中学生に対して(8月頃実施予定)

加古川市在学中の全小学生・中学生に対し、アンケート回答依頼文を配布し、Webにて回答を依頼する。（政策企画課、教育委員会と共同実施。）

【設問(例)】

- 1.子どもには「意見を表明する権利」があることを知っているか
- 2.市の事業に子どもの声を取り入れていく方法について
- 3.困ったことや悩んでいることの相談先
- 4.周りの大人にどのようなことを望むか



②若者に対して(7月～9月頃実施予定)

市内にて実施するイベントにて、参加者に対し、アンケート回答依頼文を配布し、Webにて回答を依頼する。

配布予定イベントは、「市民会議×熟議 2024(市民活動推進課・兵庫大
学)」、「就職フェア(幼児保育課)」等。

【設問(例)】

- 1.今後も加古川市に住み続けたいか
- 2.加古川市の良いと思うところ
- 3.若者支援(奨学金、就職支援、結婚支援)について



③その他の対象者に対しても、実施検討中